

## 佐賀県生活困窮者就労訓練事業認定要領

就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、特定非営利活動法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方を必要とする者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。

当該事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階（以下「非雇用型」という。）と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（以下「雇用型」という。）がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、佐賀県が最終的に決定する。いずれの場合であっても、事業の利用者が、その意欲や能力等に応じて、適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型とステップアップし、最終的には、支援を要せず、自立的な就労（一般就労）ができるようになること、ひいては困窮状態から脱却することを目指すものである。

地域において、当該事業の意義が共有されるとともに、その担い手が確保され、当該地域に住む誰もがそれぞれの状況に応じて働くことができる環境を整備し、また、同時に当該事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指すものである。

### （趣旨）

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）に基づき、知事が行う法第16条第1項に規定する事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

### （認定基準）

第2 知事が認定を行うために必要な厚生労働省令で定める基準（以下「認定基準」という。）の内容は以下のとおりである。

#### （1） 就労訓練事業者に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

（ア） 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなった日から起算して5年を経過しない者

- (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
  - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
  - (エ) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
  - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
  - (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - (キ) 破産者で復権を得ない者
  - (ク) 役員のうち(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者
  - (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者
- (2) 就労等の支援に関する要件
- 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。
- ア イに掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
- イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
- (ア) 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
  - (イ) 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
  - (ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
  - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。
- (3) 安全衛生に関する要件
- 就労訓練事業を利用する生活困窮者(労働基準法第9条に規定する労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

（認定の手続き）

第3 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、事業所の経営地のある市を經由して提出することもできる。この場合、市長は直ちに関係書類を知事に送付する。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 事業が行われる施設に関する書類（平面図や写真など）
- (3) 事業の運営体制に関する書類（事業所概要や組織図など）
- (4) 財政的基盤に関する書類（貸借対照表や収支計算書など）
- (5) 役員名簿
- (6) 誓約書（様式例第1号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

ただし、上記(1)(2)(3)(4)(5)については、社会福祉法人等の法律に基づく監査を受ける法人については、提出の必要はない。

- 2 前項による認定申請書は、原則として事業所ごとに作成するものとする。ただし、一つの法人が県内に経営地のある同一法人内の複数の事業所の認定を受けようとする場合においては、当該複数の事業所について認定申請書をまとめて知事に提出することもできる。
- 3 知事は、第1項に係る申請書が提出された場合は受理するものとする。ただし、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を行わせた上で受理するものとする。
- 4 知事は、前項により受理した申請内容が、認定基準に適合していると認める場合は、認定を行い、申請者に対して認定通知書（様式例第2号）を送付するものとする。
- 5 知事は、第3項により受理した申請内容が、認定基準に適合していない場合は、申請者に対して不認定通知書（様式例第3号）を送付するものとする。

（変更の手続き）

第4 認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）者は、申請書記載事項に変更があった場合は、次により処理するものとする。

- (1) 変更に係る事項が次に該当する場合は、あらかじめその旨を変更届（様式例4号）により、知事に届け出なければならない。
  - ア 認定就労訓練事業が行われる事業所（以下「事業所」という。）の名称
  - イ 事業所の所在地及び連絡先
  - ウ 事業所の責任者の氏名
- (2) (1)以外に係る事項に変更があった場合は、その旨を変更届（様式例5号）により、知事に届け出なければならない。

( 廃止の手続き )

第 5 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、廃止届 ( 様式例第 6 号 ) により、その旨を知事に届け出なければならない。

( 認定の取消し )

第 6 知事は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとし、認定取消通知書 ( 様式例第 7 号 ) を事業者に送付するものとする。

( 相当認定 )

第 7 法附則第 3 条の規定により、法の施行前に第 3 の規定と同様の手続きを行い、認定基準に適合していると認める場合は、相当認定通知書 ( 様式例第 8 号 ) により、その旨を事業者に送付するものとする。この場合、法の施行日までの間に認定基準に適合しなくなった場合を除き、施行日以後は、知事が行った認定とみなされるため、法の施行日において、認定通知書 ( 様式例第 2 号 ) により、その旨を事業者に送付するものとする。法の施行日までの間に認定基準に適合しなくなった場合はその旨を速やかに届け出ること。

なお、認定基準に適合していない場合は、不相当認定通知書 ( 様式例第 9 号 ) により、その旨を事業者に送付するものとする。

( 認定情報の登録等 )

第 8 知事は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し ( 以下「登録」という。 ) これを適切に管理するものとする。また、認定就労訓練事業者から変更や廃止の届け出があった場合も同様とする。

2 知事は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう認定就労訓練事業台帳に登録した情報を県内の福祉事務所設置自治体に提供するものとする。

( 留意事項 )

第 9 認定就労訓練事業者は、この要領に定めるもののほか、厚生労働省の発出する「就労訓練事業の実施に関するガイドライン」を参照すること。

2 認定就労訓練事業は、社会福祉法 ( 昭和 26 年法律第 45 号 ) 第 2 条第 3 項の第 2 種社会福祉事業に該当する ( ただし、常時保護を受ける人が 10 人に満たない事業を除く。 ) ため、事業開始から 1 か月以内に同法第 69 条の規定に基づき、佐賀県 ( 社会福祉事業を所管する部署 ) に対し、必要な届け出を行うこと。また、事業の変更又は廃止となった場合も同様とする。

3 認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができること。

附 則

この要領は平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 12 月 11 日から施行する。